

保護者向け

保育所等訪問支援の手引き

保育所等訪問支援を希望される保護者の方は必ずお読みください。

令和8年 鳥取市地域自立支援協議会

「保育所等訪問支援」について 事業の概要

保育所等訪問支援は平成 24 年から始まった障がい児への集団生活ができるための専門的な支援を行う福祉サービスです。鳥取市でも毎年園や学校で実施されており、大分定着してきたようです。

この手引きでは、児童、園・学校、訪問事業所が有機的な連携を行うことで、児童の療育を効果的に行うことができるよう、あらかじめ保護者の方にご理解していただくことを目的として、受付、支援の流れ等を解説しています。

訪問支援をご希望される前に、あらかじめ一読されたうえで訪問支援の申し込みをご検討ください。

(1) 事業の概要

障がい児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進するため、こどもの人権を尊重した上で、保護者からの依頼に基づき、保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が、一般的な子育て支援施設や教育の現場に訪問し、対象児と一緒に過ごす子どもたちや職員と安心して過ごせるよう、環境調整や望ましい関わり方等、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。

(2) 対象児

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校等に通い、集団での生活や適応に専門的な支援が必要と認められた子ども。

※集団生活への適応状況から、支援の必要性を判断する。

※障がい児の認定に当たっては、医学的診断や障害者手帳の有無は問わない。手続きには医師の意見書要。

(3) 訪問先の範囲

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、特別支援学校
- ・乳児院、児童養護施設、その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの

(4) 提供するサービス内容

訪問支援員が、保育所や学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

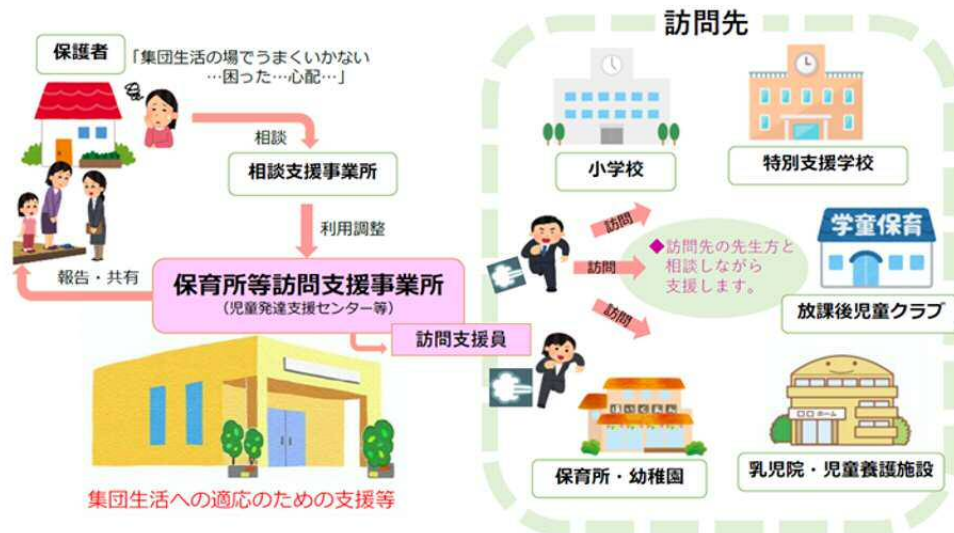
- ①直接支援：保育の妨げにならないよう十分に配慮をしながら、行動観察や集団活動に加わって支援を行います。
 - ②間接支援：直接支援によって得られた提案や成果、対応方法、環境設定等について担任等に伝えます。
- ・ 1 か月に 1 回程度を目安とします。状況、時期によって訪問頻度は変化します。
 - ・ 標準的には、直接支援及び間接支援合わせて 1 時間半～2 時間程度です。
 - ・ 訪問支援員は支援内容を保護者に報告し、保護者支援の一翼とします。

(5) 職員

管理者、児童発達支援管理責任者、訪問支援員

訪問支援員は、障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。

(6) 保育所等訪問支援のイメージ図



「令和4年3月1日 鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局子ども発達支援課 鳥取県における学校と障害児通所支援事業所等の連携について」より抜粋

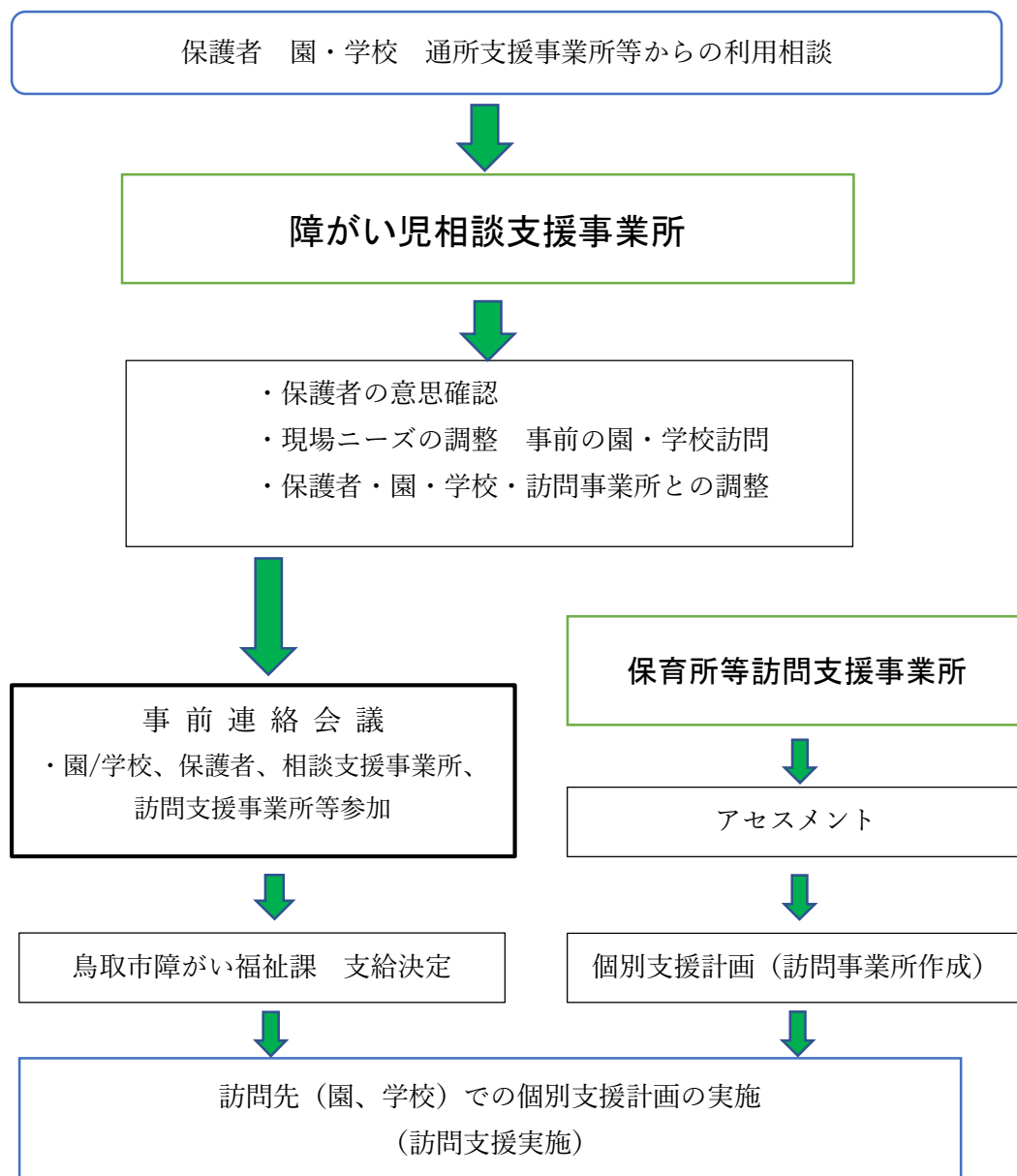
(4)は「平成29年3月 一般社団法人 全国児童発達支援協議会 保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究報告書」より一部追加。

○費用について

未就学児については、負担額は0円。就学児は、ご家庭の所得に応じた負担額が発生します。1回2000円程度になります。

詳細は訪問支援事業所、相談支援事業所にお尋ねください。

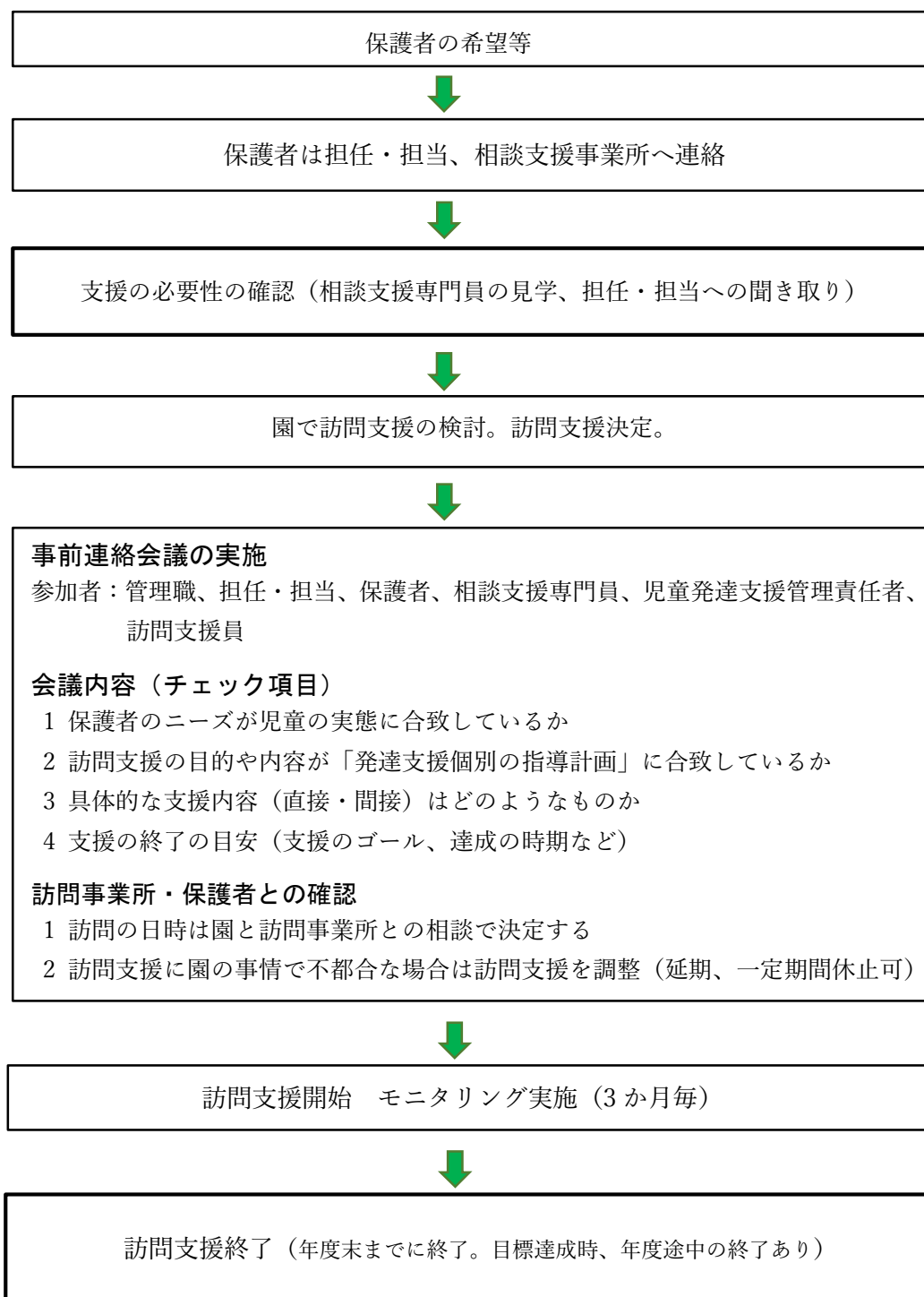
保育所等訪問支援 受付の流れ



受付について

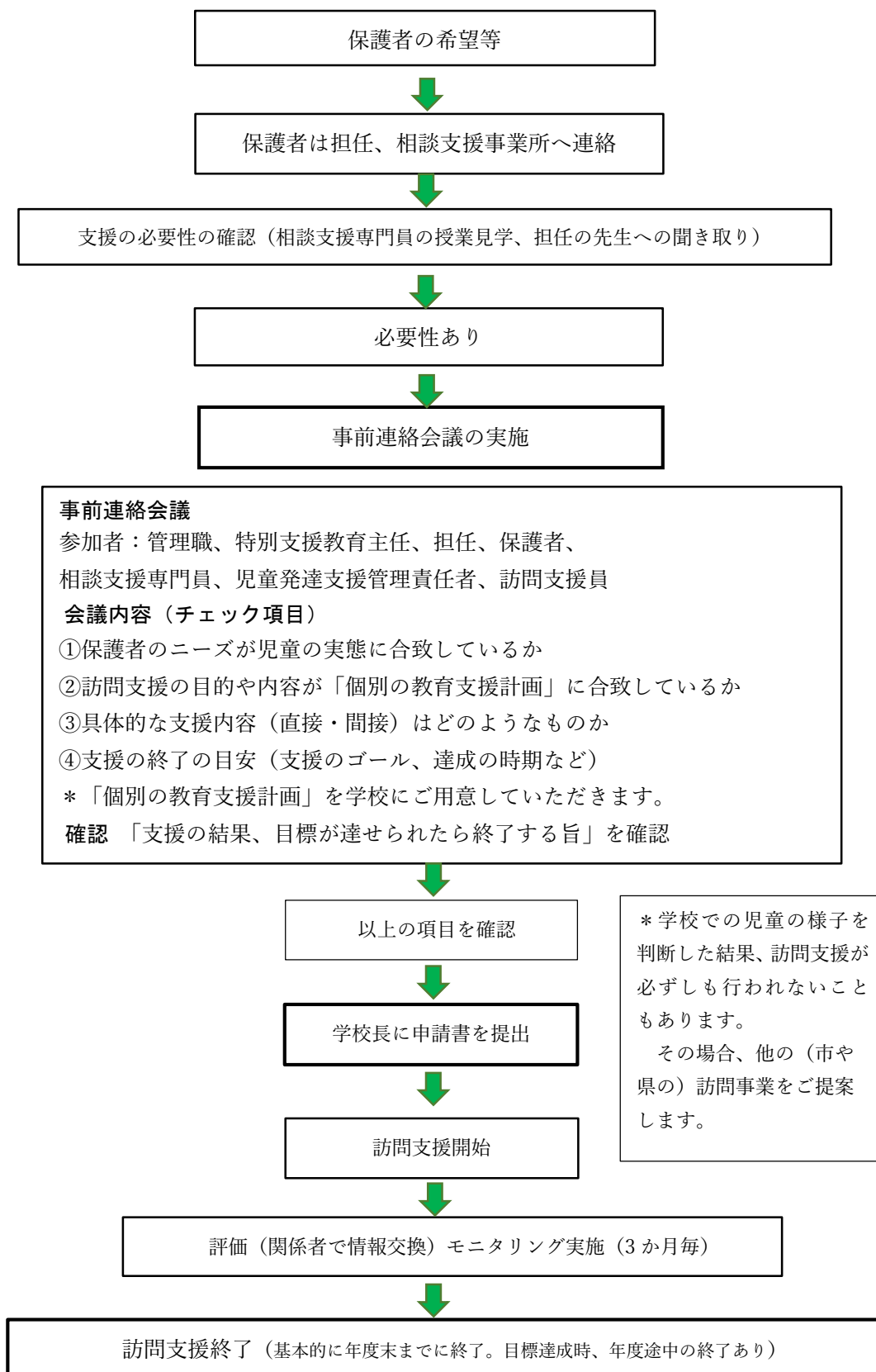
- ① 保護者、園・学校、相談支援事業所、通所事業所（児童発達支援事業所など）からの勧め等によって支援の検討を行います。
- ② どのような支援をお願いしたいか、希望する支援内容を明確にします。
- ③ 支援を希望する場合は、相談支援事業所に通所支援計画の作成依頼を行います。
相談支援事業所の相談支援専門員による園・学校訪問、担任・担当への聞き取りにより、訪問支援の必要性を確認します。（園や学校の現場で支援の必要性を検討した結果、必要性がない場合は支援を行わない場合もあります。）
- ④ 訪問支援が必要と思われる場合、事前連絡会議を行った後、支援を始めます。

保育所等訪問支援 支援の流れ 保育所・幼稚園・認定こども園

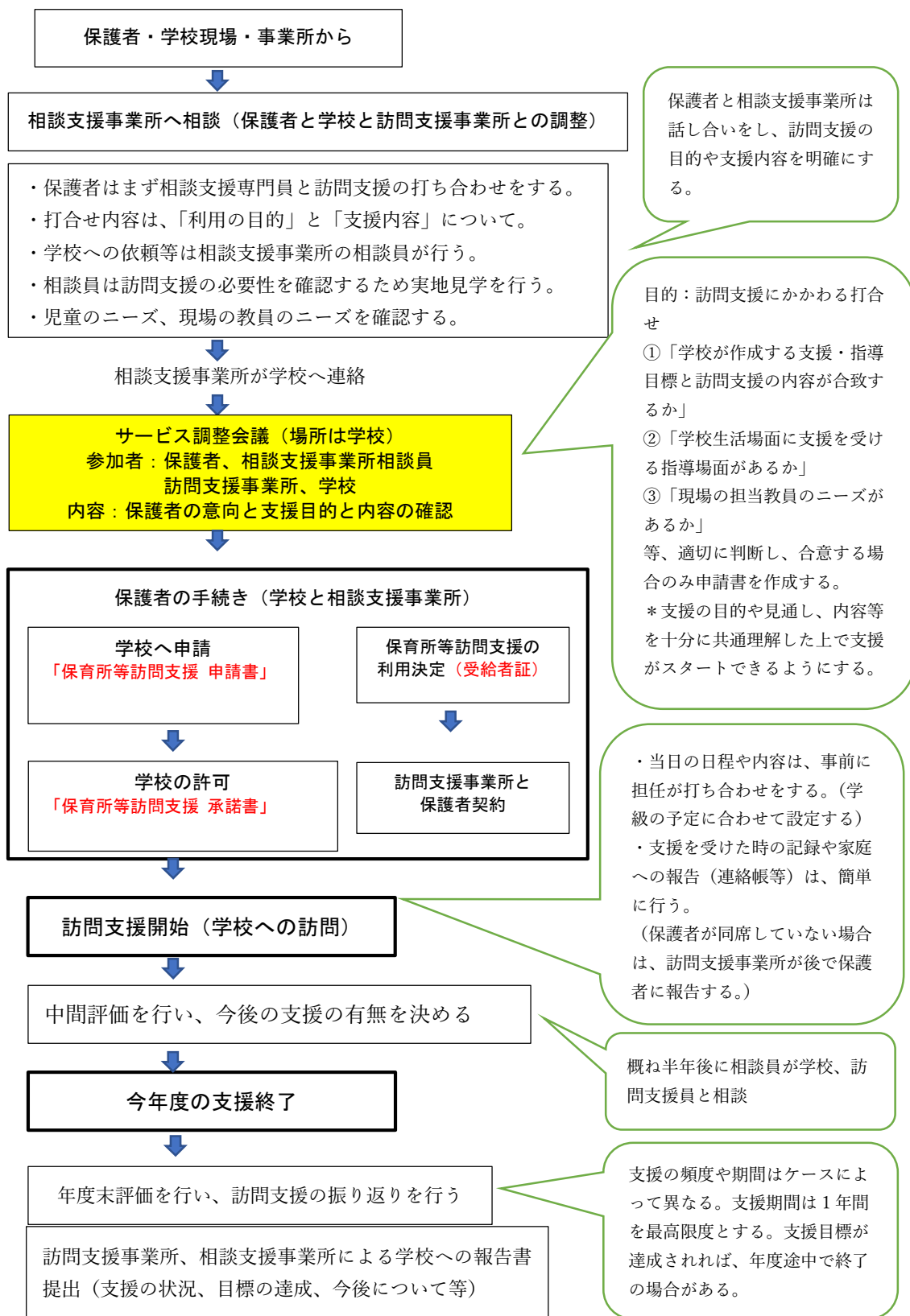


*園での児童の様子を判断した結果、訪問支援が必ずしも行われないこともあります。
その場合、他の（市や県の）訪問事業をご提案します。

保育所等訪問支援 支援の流れ 市内小・中・義務教育学校



「保育所等訪問支援」開始に向けての手順 白兔養護学校・鳥取養護学校



* 児童の様子を判断した結果、訪問支援が必ずしも行われなくてもあります。

保育所等訪問支援事前会議 会議次第

事前会議では以下の内容を協議します。相談支援専門員による進行で会議が行われます。

1. 会議の目的と保育所等訪問支援について
2. 園、学校での〇〇さんの発達課題について
3. 検討
 - ①保護者（及び〇〇さん）のニーズと〇〇さんの実態について
 - ②訪問支援の目的、内容と「発達支援個別の指導計画（園）」または「個別の教育支援計画（学校）」との整合性について
 - ③具体的な支援内容について
 - ア 直接支援（こども本人に対する支援）の内容
 - イ 間接支援（訪問先施設の職員に対する支援）の内容
 - ウ 訪問の頻度について
 - ⑤ 訪問支援の終了と評価について
 - ア 支援のゴール
 - イ 終了の時期
 - ウ 開始月、モニタリング月、評価について
4. その他

***なお、市内小・中・義務教育学校、特別支援学校では所定の申請書に記入の上、保護者が学校より訪問支援の許可を得た上で支援を行うようにしています。**

保育所等訪問支援の評価について

保育所等訪問支援の評価は令和6年より、効果的な支援を行うため、保護者からの事業所評価、訪問施設からの事業所評価を行うこととなりました。（評価表の一部を掲載します。）

○訪問先施設からの事業所評価表

（訪問先施設の皆さまへ）

○本評価表は、保育所等訪問支援事業所を受け入れている訪問先施設の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」「どちらともいえない」「いいえ」「わからない」のいずれかに○を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見
1	訪問支援員からの助言や説明は、具体的でわかりやすく、取り入れやすいものですか。				
2	訪問支援員の支援に対する知識・技術等に満足していますか。				
3	訪問支援員は質問に対して、適時・適切に回答してくれていますか。				
4	保育所等訪問支援を利用したことで、課題や困りごとが解消または軽減されましたか。				
5	事業所からの支援に満足していますか。				
その他、お気づきの点をご記入ください。					

こんなときは Q&A

Q1 普段利用している放課後等デイサービスの事業所から、保育所等訪問支援を勧められました。訪問支援事業所の勧めだけでサービスを利用することができるのでしょうか？

A 保育所等訪問支援は保護者のご希望からサービスを始めようにはしていますが、最も重要なことは、現場でのお子様や担任・担当者にとって支援のニーズがあるかということです。これまでにお子様の不確かな状況や情報を元に訪問支援を始めると十分な支援が行われなかったこともあったので、本市においては、相談支援専門員ができるだけ現場での調査を行った上で、訪問支援の導入を保護者と相談するようにしています。
事業所の勧めも尊重しますが、現場の児童、先生のニーズをそれ以上に考慮しています。

Q2 保育所等訪問支援は現場でのこどもの様子を見学する目的で利用することはできますか？

A 保育所等訪問支援は療育支援の一形態であるため、現場での観察や個別支援（直接支援と言います）、そのあとの先生方との支援方法の検討や情報共有等（間接支援）の2つの支援を行うことが必須となっています。
このため、見学目的のみに利用することはできません。
児童の見学を希望される場合は、各園・学校の先生にご相談ください。

Q3 保育所等訪問支援は訪問事業所が訪問先と相談することで始めることはできますか？

A 本市では、保育所等訪問支援は事前連絡会議を行った上で実施しています。
園・学校、訪問事業所、相談支援事業所、保護者、児童の間で必要十分な支援を行うための緊密な支援体制を構築するためです。
保育所等訪問支援は、訪問支援事業所の主導する事業ではなく、障がい福祉課の支給決定を得た上でも行われる事業のため、相談支援専門員の理解なしでは始めることはできません。
訪問支援事業所と訪問先の間だけで支援を開始することはできません。

保育所等訪問支援に関するお問い合わせは、鳥取市障がい福祉課（Tel.0857-30-8218）まで

* 本手引きは、鳥取市障がい福祉課、鳥取市幼児保育課、鳥取市こども発達支援センター、鳥取市地域自立支援協議会において協議の上発行しています。

サービス開始にあたってのチェックリスト

- 保育所等訪問支援のサービス内容（直接支援、間接支援）について理解しました。
- 訪問支援は訪問支援事業所による園や学校での児童の様子を見学するサービスではないことを理解しました。
- 保護者の希望から始まり、相談支援専門員による園や学校での児童の様子の見学や調査によって、サービス利用が検討されることを理解しました。
- 児童、園・学校等の現場の先生方にとっても訪問支援のニーズが存在している場合に保育所等訪問支援が行われることを理解しました。
- 保育所等訪問支援を行う前に必ず事前連絡会議を行うことを理解しました。
- 事前連絡会議の結果、訪問支援が行われないこともあることを理解しました。
- 訪問支援の内容が児童の普段の生活に生かされるよう支援が行われることを理解しました。
- 保育所等訪問支援の支援内容は、「発達支援個別の指導計画（園）」、「個別の教育支援計画（学校）」の内容に沿ったものを行うことを理解しました。
- 保育所等訪問支援は単年度毎で行われることを理解しました。
- 保育所等訪問支援は、相談支援専門員による数カ月毎のモニタリングを行って支援内容の確認が行われることを理解しました。
- 保育所等訪問支援を行うことでの最大の利益の享受者は「こども」であることを理解しました。

※サービス利用前の確認事項として活用ください。